

創業する方等を支援しています





問経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

市では、創業支援等事業計画を策定し、国から認定を受けています。 創業予定者・創業後5年未満の創業者の方で、同計画に基づく支援メ ニューを受講した方には、証明書を発行します。

支援メニュー (特定創業支援等事業)

創業塾や創業相談、セミナーイベント、講座、カウンセリング等さ まざま用意しています。参加希望の際は、直接実 施機関にご連絡ください。実施機関については、 市ホームページに掲載しています。



市報こが沿い

特定創業支援等事業を 受けたことの証明書の発行

証明を受けると、創業に関するいくつかの制度において優遇措置を 受けることができます。

- ■優遇措置登録免許税の減免、創業関連保証の優遇、日本政策金融公 庫新規開業支援資金の貸付利率引き下げ等
- ■証明書発行申請申請書(市ホームページからダウンロード可)に必 要事項を明記し、直接、経済課産業振興係(市役所第二庁舎4階)へ

コウカシタ・ヒガコインキュベーション

KO-TO・PO-TO・MA-TOを利用しませんか

コウカシタ・ヒガコインキュベーションは、JR東小金井駅近くの高架下 に並ぶ3つの創業支援施設KO-TO、PO-TO、MA-TOのことです。

利用方法や施設の詳細については、施設紹介ホームページ (https://koukashita.jp) をご覧いただくか、東小金井事業 創造センター(☎0422-31-2040)へお問い合わせください。



施設紹介



KO-TO(東小金井事業創造センター)

個室・ブース・コワーキングスペースがあります。公共施 設であり、市の創業ワンストップ窓口相談を行っています。



PO-TO

東京都認定インキュベーション施設で、店舗・ショールー ムを併設できるシェアオフィスです。



MA - TO

店舗・キッチン・教室・ガレージの区画で構成された食と ものづくりのシェア施設です。

■東京都農林水産振興財団

小山農園

(緑町3

巾内農家実習=10回程度

>車道が原則、

歩道は例外、

【自転車安全利用五

剪

市

技術講座=3回

対象品家具、

電気製品、

くなっています。

用五則を守り、

小規模事業者持続化サポート 補助金を給付します



>身体障がい者の方

上の高齢者

「歩道通行可」

歩道を通行する

とがやむ

問交通対策課交通対策係(☎

は通常3日前後かかります

国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓等に取り組む市内小規 模事業者を対象に、費用負担軽減等を図り生産性向上と持続的な発展を目的 とした補助金を給付します。

図国の小規模事業者持続化補助金の交付確定を受けた市内小規模事業者

- ■給付額補助対象経費から、次のすべてを差し引いた金額の2分の1 (上限) あり)
- ▷国の小規模事業者持続化補助金
- ▷補助対象事業完了までに直接生じた収益金

5月11日(木)~20日(土)

春の全国交通安全運動

市民一人一人が交通安全に関心を持ち、正しいル

ールとマナーを身につけ、交通事故の防止に努めま しょう。また、5月20日(土)は、交通事故ゼロを

▷子どもを始めとする歩行者の安全の確保

▷横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上 ▶自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ▷電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

間市交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)、

- 他対象要件や申請書類については市ホームページをご覧ください
- ■申請期限令和6年3月31日

めざす日です。 【重点項目】

▷二輪車の交通事故防止

小金井警察署 (☎042-381-0110)

■申請方法郵送で申請書類を経済課産業振興係(〒184-8504住所不要☎042 $-387-9831) \land$

甲5月10日(消印有効) 往復はがきに住所・氏名

純続できる20歳以上の方 (保険料

に参加でき、

対市内在住で平日の養成講座 **峎ボランティアとして活動を** 講座終了後に揺 まで

役所第二庁舎4階) て紹介します(掲示は4か月 个用品交換コーナーに掲示し 込みください。 利用方法直接、 登録カードを 経済課

伝う援農ボランティアを養成 し、市内農家の農作業を手

不用品を紹介するコー んめ、家庭で使用しなくなっ ごみの減量の

農家名を明記し、 个要☎242-37-9882) 不用品交換コーナー

援農ボランティア養成講座

他市内在住の方に限ります 問経済課消費生活係

TOKYOF 自転車安全利

5月1日(月)~ 31日(水)

徐 (2) (42)

街路灯が点灯していない

ときはご連絡を

>交差点では信号と一時停止 *13歳未満の子どもや70歳以 歩行者を優先 左側を通行 安全運転を 自転車安全 **処行できる** る事故が多 標識があ ※連絡を受けてから修理まで は、設置している柱にピンク 市が管理している街路灯に

を守って、安全確認

灯

また、街路灯の中には商店

*飲酒運転は禁止

24-26-8862) へご連絡 部建設事務所小金井工区(章 いれば東京都建設局北多摩南 へ、東京都のマークがついて 称が入っていればその商店会 ます。街路灯に商店会等の名 都が管理しているものがあり 会が管理しているものや東京

路灯が点灯していないとき 理番号を表示しています。街 色の管理プレートで4桁の管 管理番号をご連絡くださ

金井警察署(五紀―81―0― 0(22-38-9850)、小 **間**市交通対策課交通対策係

時日時 所場所 内内容 講講師 対対象 定定員 ¥費用 **持ち物 申申し込み** 問問い合わせ IIIホームページ 図Eメール 他その他